

## 富山県地域交通戦略会議設置要綱

## (目的)

第1条 富山県地域交通戦略会議（以下「会議」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「計画」という。）の策定及び実施等に関する協議を行うために設置する。

## (事業)

第2条 会議は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 計画の策定及び変更に関する協議に関すること。
- (2) 計画の実施に関する協議に関すること。
- (3) 計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 生活交通の確保・維持・改善に関する協議に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会議の目的を達成するために必要なこと。

## (組織)

第3条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

## (会長)

第4条 会長は、次条第1項の規定に基づき委員となるべき者の中から、これを選任する。

- 2 会長は、会議を代表し、その会務を総理する。
- 3 会長代理は、委員の中から会長が指名する。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長代理がその職務を代理する。

## (会議の委員)

第5条 会議の委員は次に掲げる者とする。

- (1) 富山県
  - (2) 国土交通省北陸信越運輸局
  - (3) 市町村
  - (4) 公共交通事業者等
  - (5) 道路管理者
  - (6) 公安委員会
  - (7) 学識経験者
  - (8) 第1条の目的の達成のために必要な者
- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席するか書面等により協議に参加できなければ開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができるものとし、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 会議は、原則として公開とする。ただし、会議の一部又は全部を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、その限りにおいて非公開で行うものとする。
- 5 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第7条 会議で協議が整った事項については、会議の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(部会)

- 第8条 会議には、第2条の各号に掲げる事項に関して、専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ部会を設置することができる。
- 2 部会に関する組織、運営その他の事項は、会長が別に定める。

(事務局)

- 第9条 会議の業務を処理するため、会議に事務局を置く。
- 2 事務局は、富山県交通政策局交通戦略企画課に置く。
  - 3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
  - 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第10条 会議の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他収入をもって充てる。

(監査)

- 第11条 会議に監査委員を1名置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 2 会議の出納監査は、監査委員によって行う。
  - 3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第12条 会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会議が解散した場合の措置)

第13条 会議が解散した場合には、会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であ

った者がこれを決算する。

(委任)

第 14 条 この規約に定めるもののほか、会議の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。